

次のとおり山鹿市納税促進業務委託公募型プロポーザルを実施するので公告します。

令和8年5月29日

山鹿市長 早田 順一

1 公募型プロポーザルに付する事項

(1) 事業名

山鹿市納税促進業務委託

(2) 業務内容

- ①納付案内業務（電話、文書、訪問等）
- ②市税等口座振替勧奨
- ③来庁者受付業務（再発行納付書作成、納付相談）
- ④電話受付業務（再発行納付書作成・送付、納付相談）
- ⑤滞納整理事務及び口座振替事務に関する補助業務等
- ⑥市税等過誤納金の還付充当事務に関する業務及び補助業務
- ⑦証明書の発行業務（納税証明等）

※納付相談とは、1年以内に完納できる納付計画のもの

(3) 業務委託期間

委託期間は令和8年10月1日から令和13年9月30日までとします。

(4) 業務委託の区域

山鹿市役所本庁舎内（税務課執務スペース）及び市内の滞納者宅等とします。

(5) 委託金額の上限（消費税及び地方消費税込）

金163,653,000円（消費税及び地方消費税込）

（令和8年10月1日から令和13年9月30日までの期間）

ただし、この金額は、契約（予定）金額を示すものではなく、予算の限度を示すためのものです。提案見積金額は、この予算限度額を超えてはならないものとします。

2 参加資格等に関する事項

本プロポーザルに参加できるものは、次のとおりとします。

- (1) 山鹿市一般競争入札（指名競争）入札参加資格審査申請書を提出し、資格者名簿に登録されていること。

- (2) 山鹿市工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成17年公示第122号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) プライバシーマーク等の情報セキュリティ関連認証を取得していること。
- (5) 過去5年以内に、国・地方自治体で類似業務の受託実績があること又は本事業に関する十分な知識及びノウハウを有すること。

3 プロポーザル実施内容等に関する事項

本事業のプロポーザルの実施内容等に関しては、別添「山鹿市納税促進業務委託公募型プロポーザル実施要領」を参照すること。

4 委託契約の締結等

- (1) 山鹿市契約規則（平成29年山鹿市規則第22号）に基づき、受託候補者と契約条件等について、業務委託契約締結に向けて協議を行い、合意に達した場合は業務委託契約を締結します。
- (2) 業務委託契約の条件等については、仕様書、実施要領、企画提案書等の内容を基本として、受託候補者と協議のうえ決定します。
- (3) 受託候補者と業務委託契約締結に向けて協議した結果、合意に達しない場合等については、次順位以下となった参加事業者のうち順位が上位であったものから順に当該業務委託についての交渉を行うこととします。
- (4) 契約締結後、市長と受託者は、委託業務が円滑に行われるように誠意をもって業務の履行について協議を行うこととします。
- (5) 市長は、契約締結後、契約の相手方に提案における失格事項、不正又は虚偽記載等と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとします。
- (6) 契約書の作成に要する費用については、受託候補者の負担とします。
- (7) 契約の相手方となる受託候補者は再度見積書を提出するものとします。ただし、協議により費用負担の生じる仕様の変更等が生じた場合を除き、提案見積金額を上回ることはできません。

5 契約保証金

受託者は、山鹿市契約規則第29条第1項の規定により契約金額の100分の10以上に相当する金額の契約保証金を契約締結時までに納付しなければならないものとします。ただし、同規則同条同項の1号から6号に該当すると認められる場合については契約保証金の全

額又は一部を免除する場合があります。

6 問い合わせ

〒861-0592

熊本県山鹿市山鹿987-3

山鹿市役所市民部税務課収納係

【電話】0968-43-1144

【FAX】0968-43-1170

【メール】zeimu@city.yamaga.kumamoto.jp